

学童保育関係の2009年度予算と補助単価

(現在示されているのは予算案です。国会で可決されると決定となります)

2009.2.13 全国学童保育連絡協議会

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

放課後児童健全育成事業

総額	234億5300万円	(前年比47億5900万円増)
運営費補助	176億2200万円	(前年比14億9000万円増)
対象数	2万4153か所分	(前年比4153か所増)
施設整備費	56億6800万円	(前年比33億400万円増)

放課後児童健全育成事業の補助単価 (補助率1/3)

	入所児童数	年間開設日数			備考
		250日 (基準開設日数)	290日の場合 (開設日数1日につき13,000円ずつ加算されます。 300日が限度です)	特例分 (200日-249日) 【2010年度廃止】	
児童数 区分	10人～19人	995,000円 (前年比5000円増)	1,515,000円	なし	・児童数は年間平均
	20人～35人	1,630,000円 (前年比18,000円増)	2,150,000円	1,651,000円 (前年比40,000円増)	
	36人～70人	2,426,000円 (前年比18,000円増)	2,946,000円		
	71人以上 【2010年度廃止】	3,222,000円 (前年比18,000円増)	3,742,000円		
長時間 開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 202,000円×18時を越える時間数(前年比3000円増)			
	長期休暇等分	1日8時間を超えて開設する場合 91,000円×1日8時間を超える時間数 (前年比1000円増)		なし	
市町村分	放課後児童クラブ 支援事業	(1) ボランティア派遣事業(4事業) 1事業あたり年額 454,000円×事業数(前年比13,000円増) (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村あたり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村あたり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブあたり年額 1,421,000円×か所数			
都道府県 等分	放課後児童指導員 等資質向上事業費	都道府県・指定都市・中核市 1か所あたり 950,000円(前年比50,000円減)			

(補助金交付要綱をもとに全国学童保育連絡協議会が作成)

*補助率1/3とは、上記の補助単価を、国と都道府県と市町村が1/3ずつ負担する。政令指定都市・中核市は、都道府県負担分がなく、2/3を負担する。

学童保育の施設整備費の補助単価

施設整備費 56億6800万円 (前年比33億400万円増)

内訳

創設費補助(学童保育専用の施設の建設費) 補助単価2112万円
(前年度比862万円増)

放課後子ども環境整備事業

- ・放課後児童クラブ設置促進事業(余裕教室等の既存施設改修費) 補助単価700万円
- ・放課後児童クラブ環境整備改善事業(設備整備費) 補助単価100万円
- ・放課後児童クラブ障害児受入促進事業 補助単価100万円

2008年度から設置主体等制限の緩和

の補助金の対象は、市町村または、財団法人、社団法人、社会福祉法人
の補助金の対象は、市町村または、社会福祉法人その他(父母会やNPO法人も含む)

学童保育の施設整備費の補助金(2009年度) (補助率1/3)

補助内容・事業名	補助対象	補助単価	要件・その他
創設費補助 (学童保育専用の施設整備費)	市町村、財団法人、社団法人、社会福祉法人	2112万円(補助率は、国と都道府県と市町村が各3分の1。政令市・中核市は3分の2。法人の場合は、市町村にかわって法人が3分の1負担)	厚生労働省育成環境課所管の児童厚生施設整備費からでる補助金で、児童館の整備とは別に(児童館整備計画の有無に関係なく)学童保育の専用室の整備費として活用できる。補助金交付要綱は「児童厚生施設等整備費の国庫補助について」(厚生事務次官通知)。
放課後子ども環境整備事業	市町村、社会福祉法人	放課後児童クラブ設置促進事業 700万円	余裕教室などの既存の施設を学童保育施設に転用する場合の補助金。
	その他(その他には父母会やNPO法人など)	放課後児童クラブ環境整備事業 100万円	児童館等の既存施設において新たに学童保育を実施する場合に、冷暖房設備や冷蔵庫等を購入するための設備整備費です。
		放課後児童クラブ障害児受入促進事業 100万円	障害児の受入のために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金。

この他に、次の施設整備費もあります。

児童館内で学童保育を実施するための増築費 398万1000円(建築単価12.5万円×31.8㎡) 補助率は1/3